

令和2年9月定例会

文教福祉常任委員会会議録

|           |                                  |
|-----------|----------------------------------|
| 招 集 月 日   | 令和2年9月8日(火)                      |
| 会 議 場 所   | 市役所 5階 議場                        |
| 開 会 日 時   | 令和2年9月8日(火) 午前9時05分              |
| 閉 会 日 時   | 令和2年9月8日(火) 午後1時48分              |
| 委 員 長     | 頓所 澄江                            |
| 委員会出席議員   |                                  |
| 委 員 長     | 頓所 澄江                            |
| 副 委 員 長   | 小泉 晋史                            |
| 委 員       | 加藤 久子 織田 京子 金子 雄一<br>橋本 稔 諏訪 三津枝 |
| 欠 席 委 員   | なし                               |
| 議 長       |                                  |
| 委 員 外 議 員 |                                  |
| 傍 聴 者     | 7人                               |

議 題

| 議案番号  | 議 題 名                                | 審査結果 |
|-------|--------------------------------------|------|
| 第72号  | 令和2年度鴻巣市一般会計補正予算（第6号）のうち本委員会に付託された部分 | 原案可決 |
| 第74号  | 令和2年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算（第2号）            | 原案可決 |
| 第76号  | 令和元年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分  | 原案可決 |
| 第79号  | 令和元年度鴻巣市介護保険特別会計決算認定について             | 原案可決 |
| 議請第3号 | 国の責任による「20人程度学級」を展望した少人数学級の前進をもとめる請願 | 不採択  |

委員会執行部出席者

|           |       |             |       |
|-----------|-------|-------------|-------|
| (こども未来部)  |       | (教育部)       |       |
| こども未来部長   | 田口千恵子 | 教育部長        | 齊藤 隆志 |
| こども未来部副部長 | 小林 宣也 | 教育部参与       | 野本 昌宏 |
| こども未来部参事兼 |       | 教育部副部長      | 清水 千之 |
| こども応援課長   | 染谷 秀幸 | 教育総務課長      | 鳥沢 保行 |
| こども応援課副参事 | 久保田明子 | 中学校給食センター所長 | 神田 英昭 |
| 子育て支援課長   | 伊藤 和代 | 教育部参事兼      |       |
| 保育課長      | 佐々木晴美 | 生涯学習課長      | 田島 盛明 |
|           |       | 生涯学習課副参事    | 高橋 和久 |
|           |       | 教育部参事兼      |       |
| (健康福祉部)   |       | 中央公民館長      | 島村 信行 |
| 健康福祉部長    | 高木 啓一 | スポーツ課長      | 竹井 豊  |
| 健康福祉部副部長  | 木村 勝美 | 教育部副部長兼     |       |
| 健康福祉部参事兼  |       | 学務課長        | 大島 進  |
| 福祉課長      | 沼上 勝  | 学務課副参事      | 棚澤 大輔 |
| 福祉課副参事    | 服部 和代 | 学校支援課長      | 穂山 孝幸 |
| 障がい福祉課長   | 新島 政博 | 学校支援課副参事    | 若林 朋子 |
| 健康福祉部参事   |       |             |       |
| 兼健康づくり課長  | 清水 恵子 |             |       |
| 健康づくり課副参事 | 中山 尚子 | 吹上支所副支所長    | 吉田 勝彦 |
| 健康福祉部参事兼  |       | 川里支所副支所長    | 加藤 勝美 |
| 介護保険課長    | 矢澤 欣子 |             |       |
|           |       | 書 記         | 森田 慎三 |
|           |       | 書 記         | 松岡 佐織 |

(開会 午前9時05分)

(委員長) ただいまより本日の会議を開きます。

議請第3号 国の責任による「20人程度学級」を展望した少人数学級の前進をもとめる請願について、紹介議員の説明を求めます。

(諏訪) おはようございます。では、議請第3号、ご説明させていただきます。

議請第3号 国の責任による「20人程度学級」を展望した少人数学級の前進をもとめる請願。請願書は、鴻巣市赤見台2-4-1、新日本婦人の会鴻巣支部、支部長、谷口民子。鴻巣市議会議長、金子雄一様。紹介議員、菅野博子、竹田悦子、私、諏訪三津枝です。

新型コロナウイルス感染拡大による臨時休校中や学校再開への移行段階で、3密を避けるためにクラスの2分の1程度で授業ができる分散登校や時差登校が行われました。20人程度で授業を受けた子どもたちからは、いつもより勉強がよく分かった、手を上げやすかったなどの声が聞こえ、教職員から、ゆとりをもって子どもたち一人ひとりと丁寧に関わることをできた、保護者から、感染から子どもを守るには20人くらいがいいなどの肯定的な声が上がりました。20人程度で授業を受けられるようにすることが感染拡大を防ぐとともに、豊かな学びを実現することにつながることを実感されました。感染拡大防止対策として、教室の密をさけるための少人数学級・授業、学校規模の縮小などが必要です。教室に社会的距離を確保するには、20人程度で授業ができるようにすることが必要です。そのためには、教職員を増やすことが不可欠です。今20人程度学級を展望した少人数学級の前進が求められています。さらに、教職員も現行の中で感染防止対策をしながら授業時間の確保に追われている学校現場の状況があります。子どもも教職員もくたくたになっている、消毒作業など過重な労働、感染拡大を招いてはならないという精神的な負担など、悲痛な声が上がっています。

さまざまな課題を抱えた子どもたちが増える中、一人一人にゆきとどいた教育を保障するため、全国の多くの自治体が独自に少人数学級を実施していますが、国の責任による35人学級は小2で止まったまま、8年連

続で見送られています。コロナ禍の中で20人程度学級を展望した少人数学級の前進は、多くの保護者と教職員、地域住民の強い願いです。それに応じて自治体独自の少人数学級は、今年度も着実に前進しています。しかし、国の責任による施策ではないため、自治体間格差が広がっていることも厳しい現実です。教育の機会均等を保障するためには、地方に負担を求めることなく、国が責任を持って少人数学級の前進と、そのための教職員定数改善を行うことが極めて重要です。以上の趣旨に沿って、下記について、国に対する意見書を採択してください。

記。1、子どもたちのいのちと健康を守り、成長と発達を保障するため、緊急に20人程度で授業ができるようにすること。そのために教職員増と教室確保を国の責任で行うこと。2、20人程度学級を展望し、少人数学級を実現すること。そのために国は、義務教育標準法を改正し、教職員定数改善計画を立てること。

以上でございます。どうぞ審査をよろしく願いをいたしまして、採択いただくようお願い申し上げます。以上です。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(織田) では最初に、この記の1のところに緊急に20人程度で授業ができるようにすること、そのために教職員数と教室確保を国の責任で行うこととありますが、緊急にとはどれくらいの日数を考えているのか、お聞きします。

(諏訪) 臨時休校が終わって、既に授業が始まっております。ですので、緊急にというのは、本当にすぐにでもということですか。そして、国の予算ではもう既に、この今議会の市議会の中でも少人数学級のためのスクールサポート等の議案が出ております。こういったことも含めて、もとの教室のクラスの人数を減らすことがやはり求められているということで、期日についてはできるだけ早くということでございます。

以上です。

(委員長) コロナの対策でマスクを着用しています。そしてまた、アクリル版をしておりますので、声が反響したり、なかなか聞き取りにくい

状況となっておりますので、ゆっくりとはっきりとお話ししていただければと思います。

（織田）今の答えですぐにというような、緊急にというのはすぐにしてほしいということでした。すぐにこれを行うためにはクラスを増やすことが必要です。クラスを増やすということは、教職員増について、教職員増やさなければいけません。全国の公立小学校における20人学級の実施には10万9,000人の教職員増が必要とされています。その教員に支払う予算の額は、年間国庫負担分が約2,400億円、地方負担分が約6,200億円、合計約8,600億円が必要とされています。それこそ、今コロナの中、ワクチンの研究費、医療関係、隔離ホテル代、消毒、マスク等に多額の予算が取られている中、この金額をどのように国が捻出すると考えているのかお聞きします。

（諏訪）すぐに教職員の配置のための予算というのは私も分かりませんが、一応教職員学習支援等の増員で約1兆円というふうに試算がされています。小学校が3人、中学校3人、高校2人の教職員増、全国で行いますと、全部で約10万人と試算がされています。そして、来年から始まるICTの支援員、学習指導員を小中学校に4人、高校に2人配置、これは合計約13万人、あとはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの増員ということでございますけれども、日本共産党は教職員の増をどう確保したらよいかということ提言しています。一応それは、既に定年退職をされた元教員の方々の力、当てにしていける。過去10年の定年退職教員数は全国で約20万人。そのうちの半分ぐらいが既に任期付任用教員や非常勤講師で活躍されていると想定されますと、60歳代で約10万人の潜在的な人材のプールがある、このように試算しております。

また一方で、免許を持っている若い人たちの力、これもどうだろうかということなのですが、直近の2019年度でいいますと、全国の教員採用試験のトータルの受験者数、13万7,753人です。採用者数は3万7,080人です。よって、教員免許状を取得した30代までの世代でいうと、実は何十万人、あるいは100万人を超える人材のプールがあります。臨時的採用教

員として採用されている場合を除いたとしても、大学時代に教育職員免許状を取得しながら一般企業で働いたり、非正規雇用の職にとどまっている人の中には、この機会に教員を志す者もきっと少なくないはずである、このように試算しております。

以上です。

（織田）今お答えの中に100万人のプールがあるという答えがありました。この100万人の方のうちのどれぐらいの方が教職を目指しているかということは調べていらっしゃいますか。

（諏訪）そこまでは調べたデータがございません。

以上です。

（織田）それと、それだけの教員が増えるということは、予算もかなりかかると思いますが、そういった予算をどのように捻出していられるか、その点は考えていらっしゃいますか。

（諏訪）やはり日本は、世界の中でOECDでも教育予算というのが最低のラインということが言われています。これは、ICT教育が最低なのと同じレベルなのです。教育予算をしっかりと取っていくことが一番大事だと思います。その予算の取り方については、日本共産党はやはりしっかりと大企業のプール金から納めていただく、そして株や証券などで利益を上げている大富豪家にきちんとした税制で税金を納めてもらう、それらで予算の配分ができる、そのように考えています。

以上です。

（織田）それでは、この20人学級を出す前に、そちらのほうの問題を解決したほうがよかったのではないのでしょうか。それらの問題を解決する前に、急に20人学級にしてほしいということは、ちょっと難しい気がします。というのは、教員増、加配の問題が大変大きく、そしてそれに関わる予算の問題もかなり高額になります。今のお話も分かるのですが、まずはそれをしていただいて、教育費を取っていただいてからのこの20人学級ではないかと思うのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

（諏訪）これに関しては国のことですがけれども、既に様々な団体が政府

に申入れをしています。少人数学級の早い実現をということです。そして、萩生田文科相が国会の答弁の中ではっきりと答えています。もう既にご存じだと思いますが、萩生田氏は現在の64平米の教室に40人が入る環境、本当に今後の感染症に耐え得るか、しっかり考えていかなければならない、少人数の有効性を深掘りしたい、このように国会の中で答えています。今政府も、20人学級まではいかなくても、少人数学級の土壌を考え始めているということが現在の状況かと思います。

以上です。

(織田) ちょっとその20人学級を鴻巣市において考えてみました。そうしたところ、1クラス20人平均とした場合の学級数を考えると、小学校全生徒が5,502人で、これを20クラスで割ると275.5クラス必要になります。必要な担任数は、現状の先生プラス70人となります。中学校の場合は全生徒2,885人で、これを20人で割りますと、144.2クラス必要になります。担任数は、現状の先生プラス59人で、小中合わせて129人の先生が必要とされます。1つの市でもこれだけの教員の加配が必要とされますが、この点はどのようにお考えになりますか。

(諏訪) 今回の請願書の中にも既に表記されておりますけれども、全国的には様々な地方の自治体で少人数学級、市費や県費などで既に実現をしています。そこを国がしっかりと予算でサポートするというのが今回の請願の趣旨でございます。鴻巣市においても、ただいま大変詳細な教員数、それから教室数などお示しいただきましたけれども、国がしっかりと予算を取ることで進めることができると思います。といいますのは、来年度から始まるICT教育に関しましては、今年度の予算で全て賄うという、その国の方針のとおり、この鴻巣市議会でも予算化できることになりました。こういったことを含めると、何を優先させていくことが必要なのか、それをしっかりと考えることでできると思います。

以上です。

(織田) 先ほど申しましたように国庫負担金が8,600億円かかるということを考えますと、すぐには難しいと思うのですが。実は現在の鴻巣市の来年入学する児童数を把握していらっしゃいますでしょうか。少子化に

伴って、既に鴻巣市内では6校が20人学級となっています。参考までに申し上げますが、小谷小学校が15人入学生、屈巢小学校が29人、この場合は2クラスにしたときには20人と9人になるという中途半端な数になりますが、大芦小学校が16人、笠原小学校が14人、共和小学校が13人、常光小学校が19人です。屈巢小学校は29人、先ほど言いましたように、ちょっと20人と1クラスが9人になると半端になってしまいますが、ほかを見ますと14人と15人と、かなり少なめです。少子化に伴って行って、鴻巣市の場合でもそうなのですが、自然淘汰されてきている現状ですが、この少子化、そしてだんだん子どもの数が減っている。鴻巣市におきましては19校中6校が小学校なのですが、16人とか、13人とか、自然に20人以下の子どもたちが入学することが決まっております。そういった今、なぜ20人学級なのか、お聞きします。

(諏訪) この20人学級、要するに少人数学級はもともと8年前から政府がやりますと言ってきたものなのですが、全く前進をしていないという現状がございます。そして、今回のコロナによる、教室の密を避けるために20人程度の学級がいいのだということが、保護者も子どもたちも教職員の間からも声が上がっている。これは請願の趣旨の中に入っております。今、教室が一応40人学級の人数でしつらえられています。そこに、密を避けるために机を離したりすることは非常に厳しい状況になっているわけです。ですので、少人数学級を求めているということなのです。ただいまお話ございました6校の、もう既に20人以下の学級ではないか、これはもうそれで本当にいいと思います。ただし、中学校見てください。40人学級がずっとあります。その中でひしめき合って、今行っているのが現状です。これらを含めて20人学級を求めている意見書だというふうに私は思っています。

以上です。

(織田) コロナ、今大分コロナ禍の中にありますが、これがいつまで続くかということですね。だから、コロナだけが20人学級のために必要だということとは言えないというふうに思っております。

それで、これはある学校なのですけれども、クラスを2つに分けて、お



昼を食べたり、密にならない工夫しております。そのときに、ちょっと先生が1人で大変なのだというお話を伺いましたので、教育委員会さんのほうにちょっとお話を聞きましたが、先生の加配ができないと、たった1人の先生の加配も大変な今の状況であります。その中で、鴻巣市内の学校では教室を2つに分けたり、分散登校を最初していましたよね。それで、なるべく同じ教室の中でも、先生が1人であっても、密にならないように工夫していただいております。その証拠に、今鴻巣市内で学校でクラスターは起こっておりません。それだけ気を遣っていただいています。ですから、コロナだから、密を避けるために20人学級を早急にしなければいけないということは、ちょっとそれだけでは言えないのではないかというふうに思っております。もう少し鴻巣市内の学校の先生の苦勞とか配慮を考えていただけたらいいと思います。

それで、最後の質問になりますが、最初に緊急とはどの程度の日程を考えているのかと最初の質問でお聞きしました。20人学級はメリットもたくさんあるのは私も分かっております。ただ、全国で10万9,000人の教員を急に集めようとしても無理な話です。先ほど、プールが100万人いる、それで免許を取っているけれども、教職に就いていなかったり、60歳以上の方がたくさんいらっしゃるの、その方たちを教員に充てればよいというような話ですが、もしも仮にそれがそうであったとしたら、クラスを2クラス、3クラスつくらなければいけません。そうすると、ひいてはそれができない小さな学校では、校舎自体を改装するか改修するか建て直さなければいけないという問題も出てくるのですが、その辺はどのように考えていらっしゃいますか。

（諏訪）30年前に私もこちらに越してきたときに、急に人口が増えたところでございまして、学校のキャパシティーがやはり足りなくて、プレハブ校舎で授業を、子どもたち受けていました。ですので、急遽のときには物理的なものに関しては急遽の対策できるというふうに思っております。そのためには、やはりしっかりと国が予算を立てているということと、あとはもちろん緊急的な措置でございまして。長期的にこれを望んでいるのが今回の請願の趣旨でございまして。といいますのは、さきに申し

上げましたように、OECDの中でこの40人学級をしているのが世界的には本当に珍しいというところです。そして、WHOからも子どもたちの権利を守るためにも、日本はもっと、1校が100人程度の規模にすべきだと勧告まで受けている、その状況がずっと続いているわけです。ですので、このコロナというのはいつ収束するのか分からないという状況の中で、まずは子どもたちの生命守ること、そして教育をきちんと守っていくこと、それが求められているというのが今回の請願の趣旨でございます。

以上です。

(織田) 私がちょっと調べましたところ、この20人学級にするためには15年ぐらいの時間をかけて段階的に学級上限数を減らしていき、同時に教員養成と教室を確保しながら、計画的に20人学級を実現していくことが望ましいということがありました。最初に言われていた緊急にというのと、それからこれをするためには15年以上の年月が必要であるという提言もされております。というのは、今申し上げましたとおりに、まず教員の加配、先ほど諏訪議員がおっしゃいましたように、100万人の候補がいるのであれば、その方たちにまず一人一人教職に戻りますか、教員やりますかと確認をしていかなければいけない。そして、教室を増やしていくことも必要ですし、また備品ですよ。黒板から、椅子から、机から、膨大な数の備品を全部そろえなければいけないのですよ。学校によっては、プレハブと申しますが、それこそコロナの時代にプレハブ、ちょっと怖いような気がします、ちゃんとした校舎も建てていかなければいけない。そして、教員を、全国ですよ、国が国がおっしゃいますが、国が全国の教員を抱えるのに8,600億円必要とされています。そういったお金のほかに、これは教職員を使うだけで8,600億ですよ。そのほかに教室から、いろんな備品、そして建物、こういったもの、それから100万人もいらっしゃる先生であれば、一人一人の聞き取り調査に一体何年かかっていくのでしょうか。それを全て国に押しつけて、国がやればいい、地方はもう国に任せますよ、国はお金出してくれれば地方はどうにでもなるのだという、そういう考え方はいかが、いかなるものなのか

など思っております。

私は地方議員ですから、この鴻巣市で議員になりました。鴻巣市の子どもたちの幸せを願っております。そういった中で、何かもっとできること、ですから今学校の先生たちがクラスターも起こらず、コロナの中で一生懸命やっただけでいる、そのことを評価する。まずは評価すべきであって、国がお金を出せば全て20人学級はできるのだという、その考えはちょっと甘いような気がいたします。そういったわけで、緊急にというふうにお聞きしたのは、すぐにこれができるのかどうかを本当に考えているのかなということをお聞きしたいと思いました。取りあえず15年以上の年月がかかるということは、今私が申し上げたように、予算の面、それから備品の調達、学校の建て替え、クラスを増やす、これを全て予算にしたら一体どれぐらいのお金がかかるのでしょうか。それを緊急にというのはちょっと難しいと思うのです。ですから、15年、20年かけて、これからの対策として考えていくのは分かりますが、この時間差はどういったことで質問出されたのか、最後にお聞きしたいと思います。

(諏訪) 私も地方議員といたしまして、鴻巣市の市教委、そして学校関係者の方々がこのコロナ対策で本当に頑張っているという姿は見ております。そこを否定するものではありません。今回の請願、そういったこと一切書いてありません。

そして、先ほどの国が国が、国に押しつけるなどおっしゃったのですけれども、織田委員も地方議員でございますので、文科省の動き、政府の動き、よくご存じだと私は思っております。そして、この8月の19日に文科省が中央教育審議会、これは教育の文科省の諮問機関ですけれども、その特別部会の中間まとめで公表されました骨子案が、新型コロナウイルスの感染拡大に対する文科省の骨子ですが、身体的距離の確保に向けて教室等の実態に応じて少人数編制を可能とするなど、新時代の教室環境に応じた指導体制や必要な施設設備の整備を図る、このように骨子案に明記されたのです。特別部会や分科会での議論を経て、今年度中に文科省に答申する予定、このように発表されています。政府が動き出しました。この少人数学級というのを中教審で入れたのは初めてのことなの

です。これは、大きく私評価できるものだと思います。

そして、今年になりまして、5月22日、日本教育学会、教員10万人増を提案しています。また、6月10日、6月22日、全国連合小学校の校長会長が20人から30人学級を要望しています。6月30日、公明党さん、首相に30人学級含む要望書を提出しています。7月8日、全国知事会、3市長会の会長が少人数学級を要請しました。そして、ただいま申し上げた政府の骨子法案の原案が少人数を初めて盛り込んだと。そういった、日本の中で少人数学級を求める動きが大きく広がっています。これは、新日本婦人の会の考えだけではございません。まずそこを申し上げておきたいと思います。そして、何よりも、遅れている少人数学級教育の遅れを取り戻すのが今絶好のチャンス、そのように感じておりますので、ぜひともこの請願、皆様のご意見でまとめていただきたいと思います。以上です。

（金子） それでは、請願について何点か質問いたします。

ただいま前委員のほうからの質問も中にはありましたけれども、非常にやり取りの中で、気持ちは分かります。表題についても、20人程度学級ということで、このコロナの状況下の中でということで、こういうふうなメリットですよね、ということで上げられているのではないかなと思われま。片や考えの中では、非常に財政的にも厳しいというのが現実だと思います。それを考慮に入れてのこの請願だと私は解釈いたしました。

その中で、今紹介者の発言の中で、やはりこの記のところ、下記ということで、記のところ、そのところで緊急ということで、すぐにとということでお話が、答えがございました。それと、説明の中で、回答の中で長期的に望んでいて、今回これを20人程度学級と、早急にとということで望まれているということで考えますけれども、実現については確かにすぐにとということでご希望があるのかなと思われま。すけれども、ちょっと前置きが長くなりましたけれども、これにはやはり教育界、政治家についてもそうですけれども、いろんな先生、生徒の方、あとPTAの方とか、多くの方が賛同されているということでございませけれども、その

状況ということで、現場からそういうふうな、教職員のほうからも声が、このような形のものが、文面とかいろんな会議の中で行われて、そしてこのような請願ということで発せられたのかどうか、そういう点ちょっとお聞きいたします。

（諏訪）教職員は実際にこういった発言をしたのかということによろしいでしょうか。

（金子）はい。

（諏訪）鴻巣市の教職員の方々とも、私たち話をする場面がございます。その中での意見がこのように言われているということです。そして、コロナに限らず、その以前から、30人だったら何とか教室で子どもたちの教育、もう一回教えたいといえ、30人以下であれば何とかもう一回りできるけれど、それを超えるともう一回りの授業が展開できないのだよねというような、コロナ以前のときから教室の人数の多さにはやはり教職員の方々からご意見が聞かれていました。

そして、子どもたちはどうか。子どもたちってなかなかすぐには言葉にはできない部分があるかと思えます。ただ、私も遠く離れたところに孫がおりますけれども、やはり孫たちが、子どもたちがつらい思いをしているのが大変よく分かりました。分散登校せざるを得ない状況がございました。午前、午後に分かれて。そのときにやはり大変な思いをします。夏が始まる暑いときに日中に出かけなければならない。そしてまた、いつもは放課後児童クラブに行っていたけれども、そこを使わずに自宅で小さい人が留守番をしなければならなかったと、そういうようなこともありました。分散登校しなければ、本当にコロナの一番大変なときは防げなかったわけです。今分散登校していませんけれども。そういう意味で、もともと30人以上の学級編制というのは、教職員にとっても子どもたちにとっても、やはり教育の観点、また生活面のところでも無理があったというふうに感じております。

そして、一番下の記のところの1番で、緊急に20人程度で授業ができるようにすることに大分疑念があるようなのですが、この緊急に20人程度で授業ができるようにする。20人学級をとということではないのです。20人

程度の学級編制で授業ができるようにするためにはどうしたらいいのかということもありますけれども、そのような趣旨というふうに私は思っております。

（金子）ただいま紹介議員のほうの発言の中で、ちょっと表題については20人程度学級を展望ということ、やはり20人学級が理想だということで私は考えたのですけれども、できるようにということであれば、今もしているような状況もあるのですよね。ですから、それをできるようにということであれば、それでは新型コロナウイルスの感染症の関係だったら、ではそういうふうな今の体制の中では20人とか、結構分散登校とか、そういうのでやっているのが現実ですよね。だから、やはり皆さん工夫してやっていると思うのです。だから、抜本的な制度を私は変えたほうがいいのではないかというのがこの請願の趣旨かなと思ったのですけれども。それこそ私のほうの小さい頃のことを言うと、45人学級とか、非常に多人数で、確かに授業も分かった人、分かる人、理解できている人、理解していない人、確かに出ていたのが現実であります。それがまた40人になったり35人、今35人ですよね。それで、今国に出されているのが、公明党さんあたりからもやはり30人学級。ですから、段階を経て、やはり議論して一つ一つ。メリット、デメリットを出しながら、この少子化の現実を見て、教育とはどういうものか、それを底上げというか、皆さんと一緒に抜本的な、それと先ほど言ったように財源ですよね。財源について、大企業や富裕層、これだけできるのだったら、何かではないのですけれども、国の体制変えればいいのかと思ってしまいますけれども、そうではないと思うのです。そんなに、やはり皆さん大企業についても、ある国の考えとして、やはり教育を力入れるのだとなれば、協力すると思うのです。それを、何か攻撃するような形で、それを財源をそこにやれば、全部が全部できるのだというような考えであれば、これはちょっと考え方が違うのではないかなと。やはり今のコロナ見てみますと、大企業もそうですけれども中小企業、これも大変な打撃を受けていると。その中でやっている。それに今度教育改革をするについて、また大企業から、富裕層からということであれば、いつまでた

っても安定した財源確保にはならないと思うのです。ですから、私の考えとすれば、この趣旨ということで考えると、やはり制度を変えると。制度を変えるについては、今ある20人程度の学級ということでありませけれども、例えば紹介議員にちょっとお聞きしますけれども、35を30、それをまた25とかにすることができないのか、またそういう考えというのは持ち合わせていないのか、ちょっとお聞きいたします。

(諏訪) もともとは少人数学級というのは一体何人なのというのは、これは特に定義がございません。40人以下であれば35人、小学校1年生ですね。以下であれば少人数学級というように言われているようなのですけれども、もともと定義がございません。そして、今回なぜこの請願かといいますと、何度も申し上げていますが、コロナ対応の中で身体的な距離を取る。そのためには今の64平米の教室、これでは身体的距離が取れない。萩生田文科相もおっしゃっているとおりでございます。ですので、では身体的距離を取るためには何人ぐらいが妥当なのかということも含めて、20人学級を目指した制度の改正をというのがこの請願の趣旨だと思われま。

そして、すみません。先ほど財政どうするのかということでございます。これは様々なそれぞれの考え方がございますけれども、OECDで見ますと、教育予算、日本は加盟国の中で最低ランク。ここをどのように地方議員の皆さんお考えなのかと、逆に私も質問したいぐらいなのですが、ではその教育予算、限られた財源の中の、教育予算どう増やしていくか。これは、様々な考え方があるかと思ひます。先ほど申し上げました大企業や富裕層というのは、もともとの税制の中で日本は大企業の法人税率が世界から比べると大変低くなっているのが現状です。これを元に戻していくこと。今大企業の内部留保500兆円にも届くような内部留保もござひます。こういったことできちんと税制改革をしていくこと、それは国民の皆さんの意思で行っていくことだと思ひますが、集まった税金の配分の仕方、バランス、これはOECDの中で一番教育予算が低いのだという認識を持って教育予算を増やすことで20人程度学級が実現できる、そのように思ひてひます。

以上です。

（金子）最後に、ちょっと簡単な質問かなと思うのですが、ここで言っている20人程度学級ということをございますけれども、何か私の個人的な考えなのですかけれども、やはり20人程度というのと、20人以下ではなくて、二十一、二人とかというのは、何かでないですかけれども、体育の授業とかをやるときに、サッカーとかかなりますと、11人が1チームですよね。そうすると、クラスの中で分けてやるとなると、やっぱり22人ぐらいは必要かなと、最低。Aチーム、Bチームではないですが、それで戦うこと、それが非常に、今でもソフトボールとかもそうですよね。9人で、足す12で、審判がいたりしますから、やっぱり二十二、三人ぐらいかなと思うのですが。そういうふうな中で、20人程度ということだと考えると、どのぐらいの人数をお考えなのかお聞きします。

（諏訪）先ほども申し上げましたけれども、教室の広さからいって20人程度がよいのではないかとということ、今のコロナのことではそのようになります。ただ、欧米諸国では20人と言わず、10人程度、10人から20人程度が普通です。そして、一斉の授業ではなくて個別の授業を行っています。1クラスで例えば10人であっても、先生が2人いて、それぞれその子に合った授業を進めるといような個別指導が行われているのが欧米諸国では当たり前です。すぐそこというふうには申し上げませんが、そういった意味での、今回はコロナの関係上の20人程度、または教育的な配慮、そういったところから出している数字だと思います。

以上です。

（橋本）それでは、何点か質問させていただきます。今前の委員さんがいろいろな話を質問していただいたので、少しだけです。

まず、20人というこの人数、これ萩生田文科相も少人数というのは聞いておりますけれども、文科省のアンケートでも一番多いのは30人程度、こういうふうにはもう出ていると思うのです。ですから、私たち公明党も30人というので今少人数というのを進めておりますけれども、20人というの、この根拠をまず最初に教えていただきたいと思います。



（諏訪）先進国では学級編制の上限がほぼ30人。ほぼ30人なのです。そして、実際の児童生徒数の平均は20人程度というデータがございます。そして、1980年代、欧米では学級規模が20人程度以下になると学習効果が大きく、児童生徒の感情的な側面への効果も大きいことが分かっている、そういったデータもございます。そういった意味での20人程度です。

（橋本）この請願の中にいろんな方から20人がいいというのが書いてあるのですけれども、私のほうでは全然まだそういうのは聞いたことないし、新聞でも何も見たことないのですけれども、どこにあるのかと、それをまず1つ聞きたい。そういった新聞とかテレビでもそういう報道がされているのかというのをまず1つと、先ほど市の職員と意見交換をして、職員が20人がいいと、何か言ったという話なのですけれども、それはいつ、どの段階で、どの先生が、個人名は言えないかもしれませんが、いつ誰がそんなことを言ったのか、ちょっとそれだけお伺いしたいと思います。

（諏訪）少人数学級に関しては、国は特に何人程度がいいというのは打ち出していません。ですので、報道がないかもしれません。ただし、この欧米で調査をしたという結果は、私どもの新聞で報道されました。これに基づいて、ただいま意見を申し上げました。

そして、先ほどどの教職員がということなのですが、いつなのか、これは日常的に教職員との意見交換などしておりますので、教職員といえますか、鴻巣市内で教職員をしているとか、そういう意味ではございません。教職の立場にある方々と意見交換をしながら、クラスの人数というのはやはり少ないほうがやりやすいよねというようなお話を伺っている。特に今回のコロナに関しては、消毒や何から大変な思いだということも伺っております。

以上です。

（橋本）今コロナの対応で先生方も本当に苦労されていると、これは先生だけではなくて、いろんなところで今業種で苦労されているので、それはそういった面も考えてあげなければいけないかと思っておりますけれども、そういった面では、スクールサポートスタッフとか、そういうもの

をやっているのだと思いますけれども、先ほど財源の問題、一番大きな問題とかですけれども、年間8,600億円となると、これ毎年毎年かかってくるのだと思うのですけれども、この財源についての考え方をもう一度お伺いいたしたいと思います。

（諏訪）国の財源ですので、ここで詳細に私が説明するものではないかなと思うのですが、国の予算そのものが教育予算が一番低いというのはどなたもご存じのことだと思います。ですので、そのバランス、教育予算にしっかりとお金をかけていくという、そのバランスを取っていくことが大事だというふうに感じております。

以上です。

（橋本）それであれば、まずこの請願、教育費を増加するとか、そういった請願のほうがいいのではないかと思います。それについてどう思いますか。

（諏訪）一番直面しているのは子どもたちの命、そして学びの場面でございます。そこに注目をしています。そして、そこから発生するものが国の予算ということになりますので、私はこの新日本婦人の会の方々は、まず子どもの命を守りたいのだと、そういうことでこの請願になったと思っております。

以上です。

（橋本）幸いなことに、このコロナ、小学生、小中学生なかなかかかりにくいと。それほど今クラスターもないという現状だとは思いますが、先ほども言った財源なのですけれども、今例えば今回幼児教育無償化をいたしました。その財源として消費税の引上げをさせていただいたということあると思うのですけれども、もしまた毎年毎年8,600億円以上がかかるとすると、さらに消費税を引き上げるとか、そういう問題も関わってくるのだと思いますけれども、そういった場合、大企業から取ればいい、それはなかなか難しいと思いますので、それをそういうことを前提に考えて、消費税が引き上がってしまうのだとも、そういうことを考えたことはないか、ちょっとお伺いします。

（諏訪）消費税の増税には反対です。所得の低い人にこそ重い重税感の

あるのが消費税でございますので、当然ながら消費税をこういった教育予算に充てるのだと、だから上げるのだという、その議論に関しては反対を申し上げます。

以上です。

（橋本）実際は、反対してもそういうふうに消費税は今回無償化でも上げましたので、実際問題そうなってくるというのが現状だと思うので、反対だ反対だと、それは議論が進まないと思いますけれども。

もう一つ、先生の問題、定年退職した方がいると、あともう一つ教育実習、教育の資格を持って先生になれないというのがたくさんいるということですが、今の教育の採用試験、これかなり倍率も低い。それでも足りないということになって、教育のなり手が少ない、そして教育の質がかなり落ちているのです。ということで、そういった方も先生にさせてしまうのかと、そこはどう思いますか。

（諏訪）教職という職業を選ぶ以前の問題になるかと思いますが、採用試験、非常に厳しいです。そして、要するに振り落とすための試験のようにも私は感じております。なぜ、では教職になり手がいないのかということでございますけれども、これは一般的に報道されています。今校長先生の試験を受ける人も非常に少ないというふうに一般的には報道されています。なぜ教師にならないのか。今一番働くというところではブラックの働き方。ブラックといいますと非常に語弊があるかもしれませんが、大変な仕事だということで、あえてならないという方、あとは処遇の問題もあるかもしれません。その辺は分かりませんが、そういったところをやはり解消していく必要はもちろんあると思います。そして、本来教職の試験を受けるということは、子どもたちの教育に情熱を持っているからこそ試験を私は受けるのだと思います。ですので、その情熱がうまく実を結ぶような世論をつくっていくことはもちろん大事だと思います。

以上です。

（橋本）教育、私も教育者ではないから分からないのですが、情熱だけで教育者が素晴らしい教育者になれるとは私は思わないのですけ

れども、そういった状況で、緊急にそういった方も先生にしてしまっ  
て対応するのか、それちょっとお伺いしたいと思います。

（諏訪）性善説を信じたいと私は思います。一人一人の持っている力、  
大きいと思います。その力をやはり今、こういった状況で子どもたちの  
今後のことを考えたら、職業にしてみたいという希望があります。  
以上です。

（橋本）実際問題として、例えばもう緊急にそういう方たちをどのよう  
に募集して、本当にすぐ緊急ですよ、緊急にやりたかったらもうすぐ  
に募集しなければいけないけれども、そういう方たちがどのように募集  
して教員にさせるのか。また、教員、またそこで実習もしなければいけ  
ないですから、1年、2年でそういうことができるのか。それちょっと  
お伺いしたいと思います。

（諏訪）そこは退職教員ですか、60代の退職教員が10万人、潜在的にい  
らっしゃるといことですので、そういったベテラン教員さんと、これ  
から教職に就こうと、また就いていないけれども、別の仕事に就いてい  
るけれども、実は教職になりたいのだという方、そういう方々をうまく  
やっぱりマッチングさせていく必要はあるかなと思っております。  
以上です。

（橋本）定年退職した方10万人いらっしゃる。その方が全部、私はやり  
たいと、そういうふう考えているのでしょうか。また、もし考えてい  
ると言ったら、それどうやって応募、募集するのでしょうか。

（諏訪）募集の方法までこの請願で私は必要がないかと思えますけれど  
も、今退職教員の方々も様々な教育のいろいろな機関にいらっしゃるこ  
とが多いです。例えばアスポートという低所得者のお子さんの勉強を見  
たりとか、ボランティアをしたりとか、実際にはそういった方がたくさ  
んいらっしゃると思っております。そこに光を当てたいと思います。  
以上です。

（橋本）実際そういう方が全てこの対応、コロナでまた教室、先生に戻  
るといのは私は信じられませんが、最後に、言っても質問なん  
かなかなかよい答弁いただけないので、最後に質問として、今回コロナ

対応、この感染症の対応ということですが、もしこれ感染症、いいワクチン、いい薬が出て感染症が収まった、そうした場合、また元に戻すのでしょうか。

（諏訪）最初から申し上げているのですけれども、20人学級、20人程度学級というのは、これはもう8年も前から少人数学級進めるのだと政府が言ってきたことです。そして今、また少人数学級が盛り込まれたというところがございますので、コロナが収束したから、ではそこは解消しますよということではございません。少人数学級は本来の子どもたちの教育に必要なだからこそ、この請願を出したいということがございます。以上です。

（橋本）最初に20人学級にするというのはコロナの社会的密を避けるということで20人と言ったと思うのです。今、国も私たちも30人程度、少人数とそういう段階で今やっているところで、急に20人というのは、国でもそんな話を私は聞いたことないのですけれども、この20人というのはあくまでもコロナのことで感染症、子どもを守るには20人ぐらいがいいかなとここに書いて、ここ出ているのですけれども、それに関してはどう思いますか。

（諏訪）身体的な距離を取るということで、当初20人程度が必要だということをお願いしましたがけれども、その前段階にもございますけれども、分散登校して半分の人数のクラスで授業を行うと、やはり子どもたちが手を挙げやすい、発言しやすい、こういったことが子どもたち自身がもう気づいているわけです。教職員も一人一人に目が行き届く、こういったことに気づいています。これを後戻りさせることは必要ないと思います。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(織田) 国の責任による「20人程度学級」を展望した少人数学級の前進をもとめる請願に反対の立場から討論いたします。

20人程度学級にするためには、多くのハードルを乗り越えなければなりません。一番の問題は、教員の確保と教室の確保です。この請願はそれを国に求めておりますが、現在10万9,000人の教員の確保は不可能です。まして、コロナの中、密になる教員研修も難しく、費用も国庫負担分と地方負担分を合わせると約8,600億円という膨大な費用がかかります。それこそまずはコロナ対策に使うべきです。20人学級は、少子化に歯止めがかからなければ自然にそうなっていくと思いますが、コロナは命がかかっています。今国で何を優先していくのかと考えたときに、緊急に20人学級は理にかなっておりませんし、鴻巣市の20人に満たない小学校6校のような現象は全国でも起きています。この時期、義務教育標準法の法改正も時間がかかるので、理にかなっておりません。また、20人程度学級は、最低15年はかかると言われています。緊急にしていくことは到底金銭的に物理的に無理でありますので、この請願に反対とします。

(委員長) ほかに賛成討論はありませんか。

(加藤) 議請第3号 国の責任による「20人程度学級」を展望した少人数学級の前進をもとめる請願に対し、賛成の立場で討論を行います。現在の小学2年生までは35人学級となっておりますが、基本的には40人学級となっております。今回のように新型コロナウイルスのような大変な事態になってしまい、学校が2月からは休校になり、そしてまた6月から始まったとはいえ、分散登校や時差登校がされておりました。しかし、小規模学校によりましては分散登校、時差登校もなく、授業が実施できたという実態があります。質問の中にもいろいろと予算が云々とありましたけれども、何かをやれば予算はつきものです。今回のような事態があったということだけではなく、やはり欧米諸国のように20人程度の少人数学級にすることで、子どもたち一人一人に目が行き届くようなよい教育環境を整備することが必要です。よって、議請第3号に対しまして賛成討論といたします。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手でお願いいたします。

議請第3号 国の責任による「20人程度学級」を展望した少人数学級の前進をもとめる請願について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

(委員長) 挙手少数であります。

よって、議請第3号は不採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時05分)



(開議 午前10時25分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部より発言の申出がございましたので、これを許可いたします。

(健康福祉部参事兼福祉課長) 昨日、議案第76号、一般会計歳入歳出決算書151ページの生活困窮者自立支援事業におきまして、加藤久子委員より質問のありました中で、私のほうで生活福祉資金が26件というお話をずっとさせていただいたのですけれども、正確には福祉資金が26件。福祉資金につきましては、社会福祉協議会で3万円を上限として貸出しする制度でございます。また、生活福祉資金につきましては6件ございまして、合計しますと32件ということで、訂正のほうをよろしくお願いいたします。

以上です。

(委員長) ただいまの発言の訂正の申出につきましてはご了承願います。

なお、字句その他の整理につきましては委員長に一任願います。

それでは、議案第76号について、続きの審議を行います。質疑はありませんか。

(諏訪) では、通告してある順番でお願いをいたします。

まず、151ページの生活困窮者自立支援事業でございます。こちらのほう

が、次のページに子どもの学習・家計改善支援などございますけれども、それぞれ1年間の件数をまず伺いたいと思います。

(健康福祉部参事兼福祉課長) 子ども学習・生活支援事業でございますが、鴻巣教室、本町コミュニティセンターにおきまして毎週金曜日行っているわけですが、39人を対象に、年間で46回、延べ778人利用しております。吹上教室におきましては、生涯学習センターで毎週火曜日に実施しておりますが、対象者32人、年間の回数につきましては42回開催しております、延べ479人が利用されました。2教室で88回の開催、延べ1,257人の利用がございました。

以上です。

(諏訪) ただいま子どもの学習のほうのご答弁ありましたけれども、家計改善については何件だったのでしょうか。

(健康福祉部参事兼福祉課長) 家計改善事業ですが、相談件数は年間で61件、プラン策定に至ったケースにつきましては3件でございました。以上です。

(諏訪) まず、子どもの学習なのでございますけれども、アスポートと言われているものかなと思いますが、こちら県のほうからも助成金が出ているかと思いますが、年々この対象の人数、そして利用している回数なども含めて、延べ人数は増えているように感じられるのですけれども、ここで有償ボランティアのように先生方が携わっているのかと思いますが、その賃金といたしますか、賃金とは言わないで報酬になるのでしょうか、そういったものに関して、市はどのように把握されていますでしょうか。

(健康福祉部参事兼福祉課長) まず、国のほうの補助ですけれども、こちら任意事業になりまして、2分の1の補助になっております。子ども学習支援生活支援事業につきましては、現在のところ、今お話しした実績の人数がかなり限度人数のいっぱいに来ております。というのは、教室を確保する上で、また今コロナ禍の中でこれ以上の人数を実施するという事は、教室を幾つも押さえなければならないと。それにつきましては、公共施設のサービスの都合上、なかなか1か所のこの事業に全てを教室を開催するというのはなかなか今難しい状況でございます。で



すので、今現在、人数につきましては大幅に増やすことは難しいということ、アスポーツさんのほうとも話のほうからは出ている状況でございます。

以上です。

（諏訪）昨日の他の委員の質問でもございましたけれども、高校の入学試験、また大学へのステップということでは非常にいい成果が出ていると思いますし、子どもたちが学びたいという気持ちがここで補えていると思っていますのですけれども、今の状況でコロナの状況で教室確保が難しいということなのですが、現在中央公民館と吹上の生涯学習センターで行われておりますが、会場をさらに増やす、また関わる先生方の確保などはどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

（健康福祉部参事兼福祉課長）まず、教室につきましては、市民活動センターの利用ができないかも含めて、現在検討もしておりますでございます。また、先生方につきましては、基本的に学生とかのボランティアさんがかなり多く来ていただいているのが現状でして、生徒数以上にボランティアの方もいらっしゃるのです、人数が増えて教室がなかなかいっぱいになってしまうというところもございます。

また、先ほどちょっと漏れましたけれども、彩の国子ども・若者支援ネットワークにつきましては、埼玉県が全国に先駆けて始めた事業で、2010年7月に設立された法人でございます、子どもたちが希望を持ってしてあしたへ船出ができるようにしっかりとサポートしていこうということで実施されている事業でございます。

以上です。

（諏訪）そうしましたら、もう一点の家計改善支援事業でございます。61件の相談等があって、そして実際にはプログラムに至ったのが3件ということでございましたけれども、それ以外のご相談に関してはどういった解決方法があったのか伺いたいと思います。

（健康福祉部参事兼福祉課長）家計改善支援につきましては昨年度始まって、国のほうの2分の1事業ということで、任意の事業になっているわけですが、こちらの事業につきましては、まだ周知の関係もあ

るのか分かりませんが、なかなか他人に生活の実態を話をし、家計のやりくりをこうしたほうがいい、ああしたほうがいいということが、なかなか受け入れられていないのが現状でございます。そういった中で今後、我々のほうとすると、広く周知をして、そういった対象者、生活困窮者、そういった方の相談が受けられるような体制づくりというのを考えていきたいというふうには考えております。

（諏訪）決算としましては、535万2,000円は要するに委託料で、社協さんのほうに支払われているわけです。その中で、61件相談に乗って、方向づけがうまくできたりしたかと思いますが、それがさらに発展をして、生活保護になったというケースはございますでしょうか。

（健康福祉部参事兼福祉課長）こちらのほうからの相談というのは、面接記録票を読む私のほうでも確認をしているわけですが、そういった中での案内というのは来ていないのが現状です。

以上です。

（諏訪）次は、157ページでございます。中段の福祉タクシー・自動車燃料費助成事業でございますが、こちらのほうの経年の件数を伺いたいということで通告していますので、お願いいたします。

（障がい福祉課長）それでは、ご質問の自動車燃料券、福祉タクシー券の経年利用率についてお答えします。

福祉タクシー券の利用率は、平成29年度、68.9%、平成30年度、69.3%、令和元年度は70.7%となっており、令和元年度からデマンド交通にも利用できるようになったことも影響しており、利用率が上がったと考えております。

自動車燃料券の利用率は、平成29年度が95%、平成30年度は95.1%、令和元年度は95%となっており、利用率は高いまま継続しています。これは、自動車燃料券の使用方法が障がい者本人に限らないことや、一度に使える枚数の制限がないことなどが影響していると考えられます。

以上です。

（諏訪）福祉タクシー券がデマンドタクシーとの共通券になった初めての年ということでございます。そして、利用率が微増ですが、増えてい

る。そして、昨日の他の委員の質問に関しては、利用人数が大幅に増えたというふうに私も承りました。やはり福祉タクシー券が今までなかなか利用率が上がらなかったようなところがございまして、年間12枚というような規定があったわけなのですが、今後、現在1万円だと思いますが、これらを増やすというようなことはお考えにあるのかだけちょっと伺いたいと思います。

（障がい福祉課長） 現在1万円ということでタクシー券のほうを出させていただいておりますが、もともとガソリン券のほうとのバランスがありまして、ガソリン券のほうが700円掛ける12枚となっております。あまり差がついてもということがありますので、同じ支援ということなので、今のところ自動車燃料券と同じような感じで、福祉タクシー券の増額というのを上げるというのを考えておりません。

以上でございます。

（諏訪） ガソリン券なのですけれども、給油所によって給油のリッターの料金が変わるかと思うのですが、この給油に関してはリッター幾らで精算がされているのでしょうか。

（障がい福祉課長） 実は自動車燃料券については、ガソリンをリッター幾らというのは実は決まっていないのです。そのガソリンスタンドによって違うのです。そうすると、中には少し高く入れてしまったとか、安いまま入れられたという損得はあるのかもしれないのですけれども、それはそのガソリンスタンドによって多少の差があるということなのです。しかも、ガソリンスタンドによっても、時期によっても入れ幅も違うというのもあります。私たちのほうでは、申請したときにチラシをお渡ししております、その中で自動車燃料券の助成取扱い一覧の給油所の中で、現金価格というのと同じところには印をつけてあります。それなので、現金価格と同じガソリンスタンドで入れたいなというふうに思った方は、そこのガソリンスタンドに行っていただければ同じに入れられると思います。

以上です。

（諏訪） 続きまして、165ページでございます。中段の敬老祝金の支給事

業でございますけれども、こちらのほうが年々祝金の対象者数というのは上がっているかなと想像しているのですけれども、現在この年度の対象者数が何人だったのか伺います。

(健康福祉部参事兼福祉課長) 敬老祝金の対象者数でございますが、75歳の方が1,456人、80歳の方が1,038人、85歳の方が701人、90歳の方が339人、95歳の方が126人、ここまでの合計が3,660人、1,830万円でございます。100歳の方が23人で、5万円の支給で115万円、長寿者家族慰労者に対しましては11人で、10万円を支給しますので110万円となります。以上です。

(諏訪) 来年の見込み、今年度でしょうか、見込みは、もし出ているようでしたらお願いいたします。

(健康福祉部参事兼福祉課長) 増額ということは確認はしているのですけれども、ちょっと詳しい具体的な金額まではまだ出しておりません。

(諏訪) 167ページでございます。上のほうの段の介護職員就職支援事業でございます。この年初めてできた事業かと思うのですけれども、もう既に前任者が利用の実際に使われた方の人数伺っておりますけれども、なかなか思った以上に利用された方がいらっしゃらないなということなのですけれども、実際に介護事業者で3年以上有資格者が働いているというような現状というのは、市のほうで何かつかんでいけば教えていただきたいと思えます。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 施設のほうで3年以上継続している方というのは、市のほうではこういった人数のほうは把握しておりません。以上です。

(諏訪) 市内の施設を見てみますと、今非常に外国人の方の就労が多いようにも感じておりまして、やはりいつも求人があるというふうに伺っております。この制度が今後介護職員の定着にどのように活用されるかの見込みを伺いたいと思えます。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 活用していただける見込みということなのですが、こちらの補助金のほうが、支給の条件として常勤の勤務

の方で3年以上同じところで勤務していただける方ということで募集しております。施設のほうで連帯保証人ということで指定していただいていますので、3年以上その方が勤めていただけるように、施設のほうでも指導していただけるものと考えております。

（諏訪）現在の要綱の対象を広げるというお考えもあるのかどうかちょっと伺いたいと思いますが、現在は夜勤を含めた常勤、夜勤をしている常勤というふうになっているかと思うのですけれども、例えば夜勤を含まずともというような要件の緩和を、そしてさらに実際に施設で働く人たちを増やしていくという、そういったお考えがあるのか伺いたいと思います。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）条件といたしまして、夜勤とか日勤とかということではなくて、1週間の勤務時間が1年を平均して32時間以上または一月に128時間を超える勤務条件ということだけの縛りでございます。

（諏訪）そうしましたら、237ページです。下のほうの年末年始・日曜祝日診療事業についてでございます。こちらのほうの利用実績の件数などを伺いたいと思います。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）それでは、利用実績についてお答えいたします。

まず、令和元年度になります。年末年始と日曜祝日に分けてご報告いたします。年末年始は6日間で716人、日曜祝日につきましては70日間で5,381人、合計6,097人の利用がございました。また、前年の平成30年度につきましては、年末年始6日間で814人、日曜祝日におきましては67日間で5,465人、合計6,279人の利用がございました。

以上でございます。

（諏訪）本来お休みをしているときに診療所を開けてくださるということとはとてもありがたいと思うのですけれども、今後なのですけれども、特にコロナの状況などで、こういった時期にどうしても診察を受けたい

というようなことがあるかもしれないのですけれども、そういったときの対応を今年度は考えているかどうかを伺いたいと思います。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）もし発熱等で、そのような状況が疑われる場合、医療機関によりましては中での診療は控えて、外での診療をしていただいているというような医療機関もございます。内科1医療機関、外科1医療機関の2医療機関で日曜祝日のほうを実施しているわけなのですけれども、主に熱の場合は内科のほうに行かれることが多くなるかと思っておりますけれども、基本的にそういった熱等の症状がある方はそのような形で対応していただきまして、手に負えない場合は二次救急のほうの医療機関のほうへご案内をするというような形になるかと思っております。

以上でございます。

（諏訪）続きまして、239ページでございます。地域医療体制の整備基金積立金でございますが、こちら補正予算のときにも伺ったのですが、病院の建設にどのように元年度は本腰を入れてきたかを伺いたいと思います。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）令和元年度におきましては、第7次の地域保健医療計画につきまして、今後の経緯を医療機関からの説明がありました。そういったところに傍聴に行きまして、県の動向を注視してきたというような対応してまいりました。それ以外にも、病院、診療関係に関する情報等がありましたら、積極的に情報収集をするというような形で対応しておりました。

以上でございます。

（諏訪）この積立金の使途に関しては先日も伺いましたけれども、地域の市民の方々というのは病院というのがいつできるのだろうといつも思われているところがございまして、こういった病院の進捗状況、県が行っている計画の推移だとか、そういったものをお知らせしていくという計画はございますでしょうか。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）県の病院の誘致関係に対する取組についての市からの情報提供ということかと思っておりますが、今のところは

そういったことは考えておりません。しかしながら、状況に応じて、必要な情報は市民の皆様には提供していかなくてはならないというふうに考えております。

以上でございます。

（諏訪）今回の決算で、積立金が全額で幾らになるのでしょうか。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）今年度9月補正で1億円を予定させていただきます。それを合わせまして、令和2年度末で5億1,472万4,369円になると見込んでおります。

以上でございます。

（諏訪）先頃のニュースでは、久喜で加須市との病院がございまして、また新たに久喜のほうにその跡地に病院を建設するような誘致をするようなニュースは見ました。久喜も加須市も相当額を積み立てて、病院の建設、増設に関して、移設ですか、に関して補助をしているように感じたのですけれども、当市においては病院誘致に関してはどのぐらいの費用が必要だと思っていられるのか伺いたいと思います。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）その金額に関しましては、先日ももう議会等でお答えをしておりますけれども、上限はお示しできないような状態しておりますけれども、こちらに参入してこられる病院の規模ですとか診療科目によってまた変わってくると思いますので、おおむねその辺が進捗が見られた状態になりましたら、どのくらいかかるかというのも計算はしていかなくてはいけないというふうに考えておまして、今の状態のままでは幾らぐらいを想定されるかというのはちょっとお示しできないような状況でございます。

以上でございます。

（諏訪）345ページでございます。生徒指導員・少人数指導員等配置事業でございますけれども、この元年度の関わった先生、もう既に前任者が質問をしておまして、いきいき先生が58名と伺っているのですけれども、この58名の先生方で十分な指導ができているのかどうかを伺いたいと思います。

（教育部副部長兼学務課長）それではお答えいたします。今ご指摘のと

おり、いきいき先生は前年度は58名の配置となりました。学校の規模に応じまして、クラスや子どもの数に応じまして、多いところで3名、少ないところで1名配置となっております。学校の実態に応じて、低学年を中心に対応していただいたり、工夫をしていただきながらやっております。また、いきいき先生のみならず、ほかのここの事業ではないのですが、市費の職員、特別支援学級指導員等も配置し、様々な職員配置をしておりますので、それぞれの職員の中で教職員が一緒になってやって、工夫しながら充実した教育がなされているものと認識しております。以上でございます。

（諏訪）ただいま3名から1名の配置ということでございますけれども、それぞれ学校によって配置人数が違うというのはどんなところで区分けしていらっしゃるのでしょうか。

（教育部副部長兼学務課長）3名から1名というふうに申し上げましたが、まず様々な状況でこちらのほうは考えさせていただいております。学校の規模、子どもの数が多ければ、それだけ特別な支援を要するお子さんも多くなっている状況もありますので、それらのことも当然算定基準にさせていただいております。また、学校から様々な状況を調査させていただいて、学力の面、それから今申し上げました特別な支援を要するお子さん方が今どういう状況であるか、それらのところも考慮に入れながら配置をさせていただいているところでございます。以上でございます。

（諏訪）少人数の指導ということでございますけれども、一応目的はどのようなになっているのでしょうか。

（教育部副部長兼学務課長）少人数の指導といいますか、いきいき先生につきましては免許をお持ちでない方がほとんどでございますので、各クラスの補助的なものとしてお仕事をさせていただいております。内容的には、各授業の学習的な補助、それから生活の支援、それらが目的でございます。

以上でございます。

（諏訪）続いて、347ページです。上の段のさわやか相談員活用事業で



ございますけれども、これは各中学校に1名配置されているというふうに伺っております。現在このさわやか相談員さんが、利用するに当たって、予約をしなければ利用ができないような話を聞いているのですけれども、実際の利用の仕方はどのように行われているのか伺います。

（教育部副部長兼学務課長）当然ながら事前に予約を入れていただいたほうが確実に相談が、スケジュールを組んで相談ができますので、原則利用のほう保護者のほうからご連絡があった場合には相談の予約をさせていただくケースもございますし、在校生のお子さんが急に何か相談があるというときには、相談員がそのときに、スケジュール空いているときには当然ながらすぐに対応させていただく等、弾力的な対応をさせていただいているものと認識しております。

以上でございます。

（諏訪）そうしますと、相談員の常駐している部屋が空いていて、相談員さんがほかの生徒の対応はしていないとかいうときには自由に出入りが生徒さんにはできるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

（教育部副部長兼学務課長）それが原則なのですが、当然ながら授業中とか、また緊急的なものとして何かという場合には、当然ながら担任の先生に一言断る必要もありますでしょうし、それぞれ学校のルールもございますので、それらに基づいてということはあるとは思いますが、基本休み時間であるとか、そういうとき等に行くことについては、今申し上げたような形で弾力的な相談ができるものと認識しております。

以上でございます。

（諏訪）通告をしていないのですけれども、昨日の委員会の中でちょっと気になったことがありましたので、1つ追加でお願いをしたいと思います。

153ページのプレミアム付商品券購入支援事業でございます。こちらのほうが、これは消費税の増税が10月に行われるということでプレミアム付商品券で増税分を低所得者の方々に、還元というわけではないのですが、緩和させるという、軽減させるという目的で行われたかと思えます。そ

して、利用状況がどうだったのかを伺いたいと思うのですけれども、発行した、対象となる低所得、そして子育て世代の方々の、まず対象の人数を伺いたいと思います。

（健康福祉部参事兼福祉課長）まず、生活困窮者（P.32「低所得」に発言訂正）の対象者ですけれども、1万7,083人、申請者が5,905人、率にしまして35%となっております。

（子育て支援課長）子育て世帯については、3歳未満児のお子さんをお持ちの家庭に対して発送しました。世帯数としては2,409世帯。対象の児童は2,663名。2,663枚の引換券を発送しました。実際引き換えた枚数は1,495枚が商品券として引換えをされました。利用実績は56.1%となります。

以上です。

（諏訪）消費税増税で、その軽減措置ということで行われたプレミアム付商品券で、ただいま伺いましたけれども3歳未満のお子さんということで、システムの改修が必要だったということで、委託料なども入っております。そして、ではその利用はどうだったのかということなのですかけれども、対象者、低所得者の方々では35%という利用率なのですね。子育て世代は半数以上でございますけれども、実際にこの商品券を交換する、買い求めるというのでしょうか、場所が商工会だったわけなのですね。そして、商工会に行く足のない交通弱者の方々が引換えができなかったというようなことも聞かれておりました、実際には使えていないと、使いたかったけれども使えなかったという声は届いております。結構な、事業としては大がかりな1,265万円かけて行った事業でございますけれども、本当に低所得者の方々への消費税軽減にはなっていないのではないかと思いますのですけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。

（健康福祉部参事兼福祉課長）まず、すみません、先ほどの、私生活困窮者ということで発言してしまったのですけれども、低取得ということで、すみません、訂正のほうお願いしたいと思います。

まず、申請者が少なかった要因なのですけれども、今委員がご指摘のように、特定の場所を指定したことによりまして不便さがあつたのかなと

ということと、また申請期間が、実施期間が8月1日から11月29日までということ、期間が短いということ、また金額が一応4,000円で5,000円分ということ、最大2万円で2万5,000円分ということになってきたかと思うのですけれども、その低所得の方が事前にそこを購入するところの意識の問題だというふうに把握しております。

以上です。

(諏訪) 最大で5,000円、約半年近くで5,000円がカバーできたということのプレミアム付商品券だったように感じております。低所得者の方々への、これがどのように生活を豊かにしてくれたかの、やはり検証は必要かなと感じております。

あと、すみません、このシステムの導入のための委託先、そして封入封緘の業務の委託先を教えてくださいませんか。

(健康福祉部参事兼福祉課長) こちらの委託先でございますが、期間も短いということもありまして、随契によりまして両毛システムズのほうにお願いしたところでございます。

(諏訪) 両毛システムズさんですけれども、こういった商品券、過去にもありましたけれども、そういったことを手がけたことのある業者さんなのでしょうか。

(健康福祉部参事兼福祉課長) 両毛システムズさんにつきましては、課税情報ですとか、市の情報のほうを一括して管理しているところもございまして、そういった都合上、両毛システムズさんのほうにお願いしたという経緯がございます。

(諏訪) 最後に、すみません、こちらも通告していません。教育のほうなのですけれども、341ページでございます。通学区域審議会運営事業でございますけれども、この元年度の通学区域審議会というのは、開催は何回行われたのでしょうか。

(教育部副部長兼学務課長) 昨年度は、通学区域審議会は2回行われた状況でございます。

以上でございます。

(諏訪) この2回の審議会でございますけれども、こういった内容が審

議されたのでしょうか。

(教育部副部長兼学務課長) この2回につきましては前年度から行われている審議会の継続ということで、笠原小学校の通学区域に関して審議をしたものでございます。

以上でございます。

(諏訪) この2回の笠原小の通学区域審議会で答申を出したというふう  
に理解しておりますけれども、結果を短くコンパクトにご説明いただけます  
でしょうか。

(教育部副部長兼学務課長) 笠原小学校につきましては……。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時06分)



(開議 午前11時10分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(教育部副部長兼学務課長) 大変すみませんでした。お待たせいたしました。それでは、笠原小学校関係の通学区域審議会の内容ですけれども、3点について審議をしていただいたものでございます。1つ目として、笠原小学校の通学区域について、通学区域の弾力化での対応により希望する場合、平成32年度入学予定者から鴻巣中央小学校に指定校変更することが妥当かどうか。2つ目として、通学区域の弾力化での対応を行った場合、笠原小学校区の児童の進学先の中学校は通学する小学校の現在の進学先で妥当かどうか。3点目として、現在弾力化の対象としている安養寺地区については現状と同様な対応で妥当かどうか。この3点について審議をしていただいております。平成30年度から31年度にかけてという形になります。その結果、答申として6月に出された結果としては、今申し上げた3点については妥当と決するに至らなかったけれども、附帯意見として就学に不安を感じる未就学児童の保護者がいることから、学校の様子を知る機会を教育委員会や学校は積極的に設けること。2つ目として、他校への就学を希望する保護者に対しては指定校の変更の許可基準の弾力化のその他教育上必要と思われる場合の適用も含めて

個別に対応すること。その際の変更先は、鴻巣中央小学校を原則とする。通学の安全の確保等については十分に協議すること。3つ目として、笠原小学校の今後の在り方について早急に検討を開始することという附帯意見をいただいた次第でございます。

以上でございます。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(諏訪) では、議案第76号 令和元年度鴻巣市一般会計決算について反対の立場で討論いたします。

2019年度は、低所得者ほど負担率が高い逆進性のある消費税増税が強行された年です。また、金融庁による年金だけでは不足するから、2,000万円の老後資金が必要という報告書が出ていたことも報道され、市民に衝撃を与えました。市民の暮らし応援の予算であったかの視点で今回審査させていただきました。

反対の理由として、1つ目が難病手当でございますけれども、5,000円支給していたものを1,000円に引き下げた、そのまま続いているということでございます。指定難病数が5倍に増える、障がい福祉サービスが拡充されている、近隣市比較において高額ということで減額をされたわけでございますけれども、経済情勢、あとは高齢者、また病弱の方々への非常に厳しい世にあって、この減額されたままの難病手当、復活を求めるものでございます。

2番目、敬老祝金が5歳刻みで5,000円に減額されておりました、長くこれで支給されております。お年寄りにやはり敬老という思いを込めるのでございましたら、やはり5,000円ではいかなものかと考えております。

3番目、プレミアムつき商品券でございます。消費税10%増税によって打撃を受ける低所得者、住民税非課税の方々、また子育て世代、3歳未満児への支援として25%のプレミアムがついた額面500円、10枚つづ

りの商品券を4,000円で限定販売をしたものです。5冊まで購入が可能というもので、11月から4か月間でしょうか、市内の登録した商店や事業所で使用できるものということですけれども、4か月で1人最大5,000円分の支援になるというものなのですが、消費税の増税による負担増にはとてもこの程度では追いつかないということでございます。プレミアムつき商品券で低所得者への深刻な影響を緩和することはできなかったと感じております。商工会での販売のために交通手段を持たない高齢者は購入もできませんでした。利用率が30%台というのは、費用と労を費やしても効果が得られなかったということになると考えます。

4番目、通学区域審議会での審議結果が妥当と決するには至らなかったという答申が出た中で、前年度、元年度ですね、1月10日に笠原小学校への入学通知書を既に入学予定の5名の方々に送付をしたのにもかかわらず、今年度笠原小学校入学児童ゼロになったということは大変大きな問題かと考えます。

以上をもって反対討論といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対、または賛成の討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手でお願いいたします。

議案第76号 令和元年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第76号は原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時17分)



(開議 午前 11 時 30 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 74 号 令和 2 年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第 2 号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(加藤) では、補正予算に関しまして、4 ページの債務負担行為なのですが、来年度に向けた中で、今年度中に補正を組んで来年度の準備をするというふうな説明だったかと思うのです。その中で転倒予防とか、いろいろなそういう事業が展開されるわけですけれども、この業者選定はどのようになっているのかが 1 点。

それと、もう今既にお願ひしてやっておられるところが業者があると思うのですが、その業者が引き続きというか、何年というふうなそういう約束の中でお願いをしているのか、ちょっとその辺をお聞かせください。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 業者選定につきましては、毎年度入札により業者選定しておりますので、来年度以降の業者については未定でございます。

(加藤) 入札によって行っているわけですね。転倒防止とかいろいろな事業内容があるではないですか。その内容によって業者がそれぞれ違うのか、それとも同じ業者で全てのこういう事業が展開されるのか教えてください。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 13 か所ではつらつ健康スタジオを開催しているわけなのですが、それを 2 事業者をお願いしているのですけれども、全ての会場で同じことをやっていただくことになっております。以上でございます。

(加藤) ちなみに、業者名はどこですか。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 昨年度は、東海体育指導株式会社とセントラルスポーツ株式会社でございます。

(加藤) あと、13 か所で実施ということですが、13 か所で、その

場所と、あと大体1か所でどのぐらいの人数が、それ自由参加ではないかなと思うのです。前もっての予約でなくて、自由参加かなと思うのですが、どのぐらいの人数がそれぞれ参加しているのでしょうか。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 開催場所につきましては13か所ございまして、市民活動センター、総合体育館、総合福祉センター、田間宮生涯学習センター、川里生涯学習センター、コスモスアリーナ吹上、吹上生涯学習センター、常光公民館、笠原公民館、箕田公民館、吹上福祉活動センター、高齢者福祉センター白雲荘、高齢者福祉センターコスモスの家でございます。通算年間で452回実施しておりまして、参加者の方は1万1,879名の方に、延べ参加者ですが、参加していただいております。

以上です。

(諏訪) では、1点だけ質問させていただきます。

13ページでございます。介護給付費等費用適正化事業でございますけれども、ご説明では実地指導がコロナでできないために、ヒアリングシートを作成して郵送するというふうにご説明ございましたけれども、この実地指導というのは全事業者にするわけではなく、抽出というか、今年はこちらというふうになるかと思うのですけれども、この事業者、抽出された、行かなければならないところだけが対象となるのか、まずそこを伺いたいと思います。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 実地指導につきましては、集団指導につきましても、昨年度の実績が実地指導が18件で集団指導は3件ということで実施しておりまして、今年度も事業所のほうを選定いたしまして実施しますので、件数は同じくらいになるかと思います。

以上でございます。

(諏訪) 実地指導というのは現地に行っているいろいろ見て、書類も見てということになるかと思うのですが、今回は現地に行かずに書類だけで指導をするのかなという感覚なのですけれども、そのヒアリングシートの内容というのはどんなふうか、定められたものだとは思いますが、そこに事業者さんが記入していくわけなのですけれども、実務の煩雑さ



だとか、そういったものにはならないのかどうか、ヒアリングシートがどんなもので、事業者さんの対応がどんな負担がかかるか伺いたいと思います。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）ヒアリングシートにつきましては、このシステムでその事業所の傾向とかを分析した上で、指摘事項、そういったものが記載されたものを郵送するということですので、一律の内容ではないかと、そのように承知しております。

以上でございます。

（諏訪）そうしますと、給付の傾向だとか分析した上で、ポイントを絞ってヒアリングを行うということによろしいわけですね。そして、提出するほかの書類などもあるわけでしょうか。伺います。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）その内容によっては、別途請求させていただく資料もあるかと思えます。

以上でございます。

（橋本）1点だけ。15ページの第1号被保険者還付金156万8,000円ですが、これ当初の予定230万がそれ以上になってしまったと今ご説明があったのですが、これの要因、なぜこんなに差があったのか、それだけちょっとお伺いいたします。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）還付金につきましては、決算を迎える5月いっぱいには還付できれば歳入のほうから還付できるのですが、事務処理の関係で今年度は還付のほうは6月にずれ込んでしまったということで、歳出でないとは還付できないということで多額の差異が生じてしまいました。

以上でございます。

（橋本）1か月の差ということで理解してよろしいのでしょうか。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）具体的には会計のほうで今年度で返す、還付とか支払いのほうは何日までという指定があるのですが、大体5月の中旬ぐらいを指定されるのですが、その期日に間に合わなかったことが原因でございます。

以上でございます。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第74号 令和2年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時47分)



(開議 午後1時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第79号 令和元年度鴻巣市介護保険特別会計決算認定について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(諏訪) では、何点か質問させていただきます。

介護保険料が一部、少し引き上げられた、次の年ということではよろしいのでしょうか、この年は。令和元年度。すみません、ちょっと歳出のほうの概要を見ますと、大幅に減額されているところがありました。保険給付費の介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス給付費が

34%前年度より減額になっています。そして、もう一つが高額医療の介護予防サービス、こちらのほうが78.9%というふうに下がっているのですけれども、このよう2つ目のマイナス要因を教えてください。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 地域密着型介護予防サービス給付費が前年度に比べて34%の減となっている理由なのですが、これは要支援1、2の方が利用していた、以前は介護予防サービスのほうに入っていたものが地域支援事業費の介護予防生活支援サービスのほうに移っているわけなのですが、その影響もありまして利用者のほうが減になっているということでございます。

ちょっと休憩をお願いします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時21分)



(開議 午後1時22分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 高額医療合算介護サービス費のほうが減している理由なのですが、高額医療合算介護予防サービス費が実績で30年度は17件だったのですが、元年度は12件ということで件数が減少しております。こちらは、医療との合算になりますので、医療のほうの実績がよく分からないので、詳細については、原因についてはちょっと分かりません。

以上でございます。

(諏訪) そうしましたら、地域密着型介護予防サービスが大幅にマイナスになっておりますけれども、そうしますと要支援1、要支援2の方々も総合事業サービスに移行をしたということによろしいのでしょうか。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) そのように分析しております。

以上でございます。

(諏訪) そうしますと、総合支援事業が大分定着をしてきたということになりますでしょうか。総合支援事業を行っている事業者が今どのぐらいなのか。デイサービスと訪問介護とあるかと思うのですけれども、事

業者の割合で増えているのか、またその利用全体も増えているのかを伺いたいと思います。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）地域密着型サービス事業所は、今7月末現在で30事業所ございます。その中には定期巡回・随時対応型訪問介護、夜間対応型訪問介護事業所だとか、あと通所介護の事業所、あと小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、これは小松の里1事業所でございますが、これが定着しているかというご質問についてですが、昨年度の実績ちょっと持ち合わせていないので、増減とか、そういったのはちょっとはっきり分かりませんが、大体皆さん短期間でこういう利用している方というのは少ないと思いますので、長期間に及んで利用している方が多いと思いますので、おおむね定着しているものと思います。

以上でございます。

（諏訪）ちょっと質問の仕方が悪かったかと思うのですがけれども、いわゆる総合支援事業、介護認定を受けなくても、基本チェックリストでサービスが利用できるというふうに変更されて、もう大分なりますけれども、総合支援事業をもともと開始したときには2事業者のみの開始だったように記憶してまして、1つは吹上苑さんと、あとは彩香らんどさんの通所のサービスが行われていたと思います。その当時は、訪問介護のほうはどの事業者も行っていなかったものですから、今回この地域支援事業から大きく総合支援事業への移行が、要支援1、2の方々が移行しているという現実から、そういった受入れとなる事業者も増えて、サービスそのものが定着をしているのかを伺いたいと思います。

（健康福祉部副部長）総合事業の事業者が増えているのか、充実しているのかというご質問でございますが、平成29年に総合事業を開始しまして、委員おっしゃるとおり訪問系の基準緩和を行っていただける事業所はございませんでした。それで、デイサービスの基準緩和型がはつらつデイサービスということで、委員おっしゃっていただいたとおり2か所でスタートしてございます。そのほかにそれまで要支援1、2の方が使っていたいただいたデイサービス、それからホームヘルプのサービスもその

まんま総合事業に移行しておりました、それら事業所は総合事業を行う事業所としてみなし認定されておりますので、数は減ってはございません。そこに基準緩和が若干増えてきているということからすると、事業者の数は充実しているのかな、変わらずご利用いただいていると思います。その後も新規に参入される事業者さんもいらっしゃいますので、数は少しずつ増えているのかなと思っております。

以上です。

（諏訪）分かりました。そうしますと、今介護の申請をする方と基本チェックリストを使ってサービスを利用する方と、2通りあるかなと思いますけれども、その割合というのはどのぐらいなのでしょう。申請をした数、件数、そして認定に至った数です。非該当になる方もいらっしゃるかと思うのですけれども。そして、基本チェックリストを受けてサービスを開始した人、それとサービスを開始しなかった方もいらっしゃるのかなと思うのですが、その辺の割合を伺いたいと思います。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）すみません、もう一度お願いします。

（諏訪）そうしましたら、基本チェックリストを受けた方、そしてそれでサービスを開始した方の件数、また介護申請をした件数、そして非該当になった数、また介護認定を受けた、介護認定が決定した方の数、そして認定を受けながらサービスを開始しなかった件数がもし分かればお願いします。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）認定状況につきましては、前年度より全体では1号被保険者と第2号被保険者で25人減少しております。第1号被保険者で見ますと、認定状況につきましては要介護1から5までの方につきましては前年度に比べますと46人増加しております、要支援1、要支援2の方につきましては52人減少しております。それとあと、チェックリストのほうの総合事業の方なのですが、元年度は294人、前年度は245人でしたので、49名の増になっております。この中の方で全員の方がサービスを利用しているわけではないと思いますが、その割合とか人数については把握はできておりません。

以上でございます。

（諏訪） そうしますと、基本チェックリストが50人ぐらい前年度より増えているということでございますけれども、実は例えば支所だとか市役所に介護申請に相談に行って、申請に至らずに地域包括支援センターを案内されたというようなケースをちょっと聞きまして、いわゆる申請そのもの、介護の申請をあまりお勧めしていないのかなというふうに感じまして、そういうことが本来あってはいけないのではないかなという気持ちがあります。それで、申請件数を伺ったわけなのですが、申請件数の先ほどの件数がちょっとよく分かりづらかったものですから、もう一度お願いしてもよろしいですか。

（健康福祉部参事兼介護保険課長） 今私のほうで持ち合わせている資料では、新規の認定者数が1,045人で、更新が2,383人、区分変更が423人、転入の方が54人、トータルで3,851の方が認定されております。このほかに申請して却下された方とか、そういった方もいらっしゃると思いますので、この3,851人よりは若干多い方が申請していただいていると思われれます。

以上です。

（諏訪） 更新が相変わらず2,380件ぐらいあるということで、今鴻巣市も介護の有効期限が3年になっているところもあるようなのです。それで、更新の件数そのものを大分落ち着かせているのかなという気はするのですが、区分変更の件数もそれなりにあったように思います。区分変更ですとやはり入院されたり、明らかに介護状態が重くなったり、また逆に軽くなったりというようなことでの区分の変更の申請かと思うのですが、区分変更についての理由をもしある程度押さえているようでしたらお願いをしたいと思います。

（健康福祉部参事兼介護保険課長） 私のほうで把握しているのは、やはり状態が重くなれたということで有効期限の範囲内で区分変更の申請をされている方が多いように思います。

以上です。

（諏訪） 更新の年月なのですけれども、有効期限の年月は今ほとんどが3年なのではないでしょうか、伺いたいと思います。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）最長で3年になっております。中には新規で申請した方とかは1年とか、そういった決まりがございます。以上でございます。

（諏訪）そうしましたら、介護保険料に関わることになるかと思うのですが、介護保険料の収納実績を見ますと滞納の金額もそれなりにあると思いますし、不納欠損額が元年度は今まで過去になく大きくなっているようにも感じておりますけれども、この介護保険料の滞納の内訳といいますか、理由、どういった理由で保険料が支払えないのかということと、保険料を滞納する方々の所得状況というののはどのようになっているのか伺いたいと思います。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）介護保険料の滞納の理由には様々な事情があるかと思いますが、収入が、年金収入とか、そういったものが少なくて介護保険料の支払いにまで回らない方もいらっしゃるかと思いますし、中には介護保険にご理解がなくて納付していただけない方もいるというふうには把握しております。

所得状況につきましては、収入等によって区分が1から10段階までございますけれども、それぞれの滞納者数についてはちょっと把握はしておりませんので、申し訳ございません。答弁できません。

（諏訪）滞納者の生活状況、所得状況をやはり知るということは大事なことだと思われるのです。やはり介護保険料を納めないとペナルティーがございますので、そういった意味からも払えるような状況にしていくということと、あとはどういった利用での支払いができないのかということもやはり調べる必要があるかなと思います。

そして、保険料の減免制度というのがあると思うのですが、当市においてこの減免制度を利用している方というののはどのぐらいいらっしゃるのか伺いたいと思います。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）昨年度の介護保険料の減免につきましては1件実績がございます。これは、火災による全額減免ということで、4万1,800円減免しております。

以上です。

(諏訪)そのほかに減免の申請をしても減免の対象にならなかったとか、減免のご相談があったとかということがありましたらお願いいたします。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 実際に窓口のほうでまず保険料は納付できないということであるとかご相談いただくこととなっておりますけれども、お話を聞いた上で減免の対象になる方というのは、職員のほうから減免の対象になりますよということでお話しさせていただいて、1件ということですので、ほかには把握はないかと思えます。以上です。

(金子)歳出のほうの決算のほうの概要ということでお聞きいたします。2款の保険給付費、その中で何か元年度の決算と30年度の決算を見ますと4番と5番、こちらのほうは4番が居宅介護福祉用具購入費、それと居宅介護住宅改修費、5番です。これが結構、14.8とか13.9ということでマイナスでございますけれども、この減った要因ということで何かつかんでいる、数的なものがこれ減っているということでこういうふうな数字になるかと思うのですけれども、その減った要因、ちょっとお聞きしたいと思えます。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 居宅介護福祉用具の購入費と、あと住宅改修のほうが増少しているということで、実際に実績のほう福祉用具につきましては平成30年度が232件申請がございましたが、元年度については227件ということで減少しております。あと、住宅改修のほうにも平成30年が228件だったものが元年度は197件と減少しております。これは、なぜ減少しているかといいますのは、あくまでも必要があった方が改修なり福祉用具を購入したりしますので、大きな経済的な理由とか、そういったことはないかと思えます。単純に件数が減ったものと考えております。

(金子) そうすると、単純な数の減少ということで、これの減少される要因としてというか、一つとして、何か条件を厳しくされたとか、条件が変更になったとか、そういうものがあるのかどうかお聞きします。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) この減った原因で、ちょっと影響が



考えられるかなというところは、施設に入所している方が増えていますので、そういった方についてはこういった居宅に関する申請というのはなくなりますので、そういった影響もあるかと思えます。

以上です。

（金子）この2つですけれども、4番目の福祉用具の購入費、これ見ますと、説明のところで支給限度基準額が10万円、それと住宅の改修費が20万円ということでございますけれども、この金額につきましてはこれあまり変わっていないと思うのです。これについては、例えば住宅となると非常に何か改修するのに費用がかかるのではないかと思われそうですが、やはり限度額としてはこの20万円と。また、この基準ありますけれども、これは毎年、例えば今年は住宅のほうの改修は、これ何%かという基準があるのでしょうか。例えば100万に対して最高が20万だと、例えば50万の改修費に対しても20万出すと、そういうふうな内容なのか、ちょっと詳しいことをお聞きいたします。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）こちらは、修繕なり福祉用具の上限の金額というものはございません。申請される方は1割負担の方、2割、3割といらっしゃいますけれども、その掛けた数字が10万なり20万円を超えたものについては支給されないという、自己負担になってしまうということです。

（金子）金額が10万が限度というのは、積み重ねた合計がなのか、今みたいに例えば改修費用の2割ぐらいが限度として、20万円が限度であるというふうな感じなのか。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）その人によってご負担いただく割合が1割の方、2割の方と違っていらっしゃいますので、改修費にそれを掛けた金額で上限が20万円だと、支給されるものは20万円が上限だということなんです。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（小泉）では、2点ほど聞きたいと思えます。

3款3項4目の在宅医療・介護連携推進事業の医療資源マップというもので、これマップということで地図なのかと思えます。これはどのよう

な地図なのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）鴻巣市在宅医療介護連携マップというものを作成しております、地域包括支援センター、5圏域に分けてそれぞれ1か所ずつあるわけなのですが、その圏域ごとに地図のほうに医療機関、歯科医院、薬局、施設、介護保険サービス事業所の一覧が地図上にまとめてあるものでございます。

以上でございます。

（小泉）その医療資源マップというのは病院とかの、要は全体的な鴻巣市の地図の中でどこに病院があるかというところの、再度確認なのですが、それだけちょっと。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）市内を5圏域に分けておりまして、その区域ごとに地図に医療機関などが、歯科医院とか薬局だとかというものが掲載してございます。

以上です。

（小泉）それとあと、生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーター配置ということなのですが、これは何人ぐらいで何か所に配置されているのか伺います。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）コーディネーターにつきましては、まず生活支援体制整備事業のほうでは第1層の会議体と第2層の会議体がございます、第2層の会議体のほうは市内を8圏域に分けて会議等を行っております、第1層のほうはコーディネーター1名なのですが、第2層のほうは社協の職員になりますけれども、コーディネーター4名を配置しております。

以上でございます。

（小泉）社協に4名配置しているということで、どこか場所、老人ホームとかではなくて、社協にいるということでもいいのですか、配置している場所は。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）委託先が鴻巣市社会福祉協議会になりますので、社会福祉協議会の職員の方がコーディネーターを務めております。

以上です。

(小泉) 社協に4人、老人ホームとかではなくて、社協にいるということだけちょっと確認なのですけれども。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) そのとおりでございます。

(小泉) そうすると、さっきの生活支援体制事業のところの金額のところなのですけれども、前年比で49.1%増だと思うのですけれども、要はこれは人件費で、そのコーディネーターの人数が増えたということで増えたのでしょうか。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 令和元年度から第2層のコーディネーターの4人分の委託料を上乗せしましたので、増加しております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第79号 令和元年度鴻巣市介護保険特別会計決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第79号は原案のとおり認定されました。

以上で付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして文教福祉常任委員会を閉会いたします。

なお、議事録の調製につきましては委員長に一任願います。

お疲れさまでした。

(閉会 午後 1 時 4 8 分)